4 施策の展開

施策の展開については,みやぎ海とさかなの県民条例の基本理念に基づくとともに,水産業を取り巻く経済・社会情勢の変化,宮城県産業振興審議会による審議内容をもとに取りまとめを行いました。本県水産業が自立した産業として発展するとともに,本計画に定める数値目標達成のため,条例で定める6つの主要な方策に対応する以下の施策を総合的に展開します。

なお、具体的な変更の経過と審議内容は50~53ページに記載しています。



- 1 量から質へ,持続的な資源利用と環境との調和
- < 「みやぎの海」と水産資源を守り育てていきます>

(条例第8条第1項第2号)



- 2 消費者の視点に立った安全・安心な生産・供給 体制の確立
 - < みやぎの新鮮で安心な水産物を食卓へ届けます>

(条例第8条第1項第1号)



- 3 情勢の変化に対応できる強い体質の人材と経営体 の育成
 - < 未来の「水産みやぎ」を担う中核的な人材育成を進めます> (条例第8条第1項第3号)



- 4 「みやぎブランド」の発信による「水産みやぎ」 の活力強化
 - < 「水産みやぎ」の力を発揮し,水産地域の活性化を図ります> (条例第8条第1項第4号)



- 5 県民とともに次世代へつなぐ豊穣な海づくり
- <豊穣な「みやぎの海」と漁村文化をみんなで守り伝えます>

(条例第8条第1項第5号)



- 6 国への働きかけ
- < 国際経済などに対応した水産業の振興に国と連携して取り組みます > (条例第8条第2項)

1 量から質へ,持続的な資源利用と環境との調和

< 「みやぎの海」と水産資源を守り育てていきます> (条例第8条第1項第2号

<現在の課題>

水産資源の減少傾向が加速。適切な資源管理体制の強化の必要性

海面養殖業の持続的な生産体制の確立

藻場・干潟の消失,貧酸素水や赤潮の発生など漁場環境の悪化

ホヤの新疾病発生、アサリを食害するサキグロタマツメタなどの外来生物の侵入



課題解決に向けた主な取組



水産資源回復のため,県の資源回復計画推進や漁業者が取り組む自主的

な資源管理への支援体制の充実



養殖業振興に向けた施策の推進



藻場・干潟の環境修復や貧酸素水などのモニタリング強化

新疾病の原因究明と防除対策,新疾病や外来生物の侵入防止などの対策 強化

イ 水産資源の回復・保全と資源管理体制の強化

過剰な漁獲努力量,環境悪化などにより,多くの魚種で資源水準の長期低迷と漁獲量の減少が見られることから,資源の維持及び回復,資源管理の強化に向けた施策を展開します。

ロ 水産動植物の増養殖の推進と防疫対策の強化

消費者の要望に対応し,持続的かつ安定的な養殖生産を確立するとともに,効率的で投資効果の高い栽培漁業の実現に向けた施策を展開します。

ハ 水産動植物の生育環境の保全と改善

漁場環境の悪化による生産力の低下が見られることから、その保全と回復に向けた 施策を展開します。

二 秩序ある海面の利用

違法操業や海面利用のルール違反などが見られることから、法令遵守意識の向上と 取締の強化に向けた施策を展開します。

持続的に水産資源を利用していくには、水産生物が棲む漁場環境の維持・保全とともに適切な管理 の下に漁業活動が行われる必要があります。また、近年海外から侵入したと考えられる外来生物や疾 病が本県の水産生物へ重大な影響を与えていることから、防疫体制を強化する必要があります。

イ 水産資源の回復・保全と資源管理体制の強化

- · 資源管理体制の強化及びTAC制度の定着
- ・ 科学的な調査研究に裏付けられた資源の維持安定及び持続的利用の促進
- ・ 漁業者などによる自主的な資源管理の促進と資源回復計画の着実な推進
- 漁海況予報など情報発信による生産の安定及び効率的な漁業生産の推進
- ・流通業者や遊漁者の資源管理への参画・協力体制の構築
- 国・関係都道府県・大学など研究機関との連携強化による広域的な資源管 理の実践







20cm

ロ 水産動植物の増養殖の推進と防疫対策の強化

- ・漁場生産力を考慮した計画生産と合理的な漁場利用による持続的な養殖 生産の実現
- 養殖生産物の安全確保と消費者ニーズに対応した供給の推進
- 生産技術の高度化や新品種の作出による養殖業の効率化・多様化の促進
- 秋サケ(シロサケ)資源の安定確保及び良質資源の造成
- 栽培漁業の技術の高度化と効率化
- 栽培漁業の効率的な推進のための受益者負担など、協力体制の整備
- 増養殖生産の安定化と水産物の安全・安心を確保するための防疫体制の 一層の強化



水産動植物の生育環境の保全と改善

- 漁場の生産力の安定と向上
- ・ 森林・河川流域における環境保全の取組と連携した漁場機能の回復
- ・ 貧酸素水・赤潮などのモニタリングと外来種の侵入による漁業被害の未然 防止
- ・ 河川・湖沼など内水面の生態系保全
- 県民の理解と協力による海岸、河川の水域環境の保全



秩序ある海面の利用

- ・ 漁業種間トラブルの未然防止などのための操業ルールの定着化
- ・ 違法操業の防止, 操業秩序維持のための漁業取締体制の強化
- ・ 漁業と遊漁の共存のためのルール作りと秩序の確立
- ・ 漁港係留施設の整備などによる漁業者とプレジャーボート利用者との共存
- ・ 海上における安全操業に向けたライフジャケットの着用推進の取組



2 消費者の視点に立った安全・安心な生産・供給体制の確立

< みやぎの新鮮で安心な水産物を食卓に届けます > (条例第8条第1項第1号)

<現在の課題>

食品を巡る不祥事の続発を契機とした,消費者の食品に対する安全性及び信頼性の 要求の高まりへの対応

国際的な食料事情の変化に対応し,安全・安心な水産物を安定的に国民に提供する ため,食料自給率向上に向けた取組が必要



課題解決に向けた主な取組



安全性及び高い信頼を確保した本県水産物を安定的に供給するため,生 産から販売までの一体的な衛生管理対策を強化



食料自給率の向上に向け,産地や生産者の姿が見える良質な本県水産物 を消費者に安定的・永続的に供給する体制づくりを推進

- イ 生産から加工・流通にいたる安全で安心できる食品の生産・供給体制の確立 水産物に対する消費者の信頼を確保するため,水産物の安全性及び品質の確保に向 けた施策を展開します。
- 口 食の安全・安心に関する体制整備と関係機関の連携強化 生産から消費にいたるまでの食品の鮮度,品質及び衛生を確保する体制を整備する ための施策を展開します。
- 八 多様化・複雑化する消費者の需要に対応した供給体制の整備 競争力を確保する上で,消費者及び流通業者などの多様化・複雑化するニーズを的 確に把握し,必要な施策を展開します。

最近の産地偽装や異物混入などの影響により、今まで以上に食の安全安心に対する関心が高まり、より高度な衛生管理や流通体制の整備が求められていることから、生産者、流通業者、小売店、消費者が相互に情報交換を行い、相互理解を深めるとともに、安心して本県産の水産物を購入してもらう必要があります。



イ 生産から加工・流通にいたる安全で安心できる食品の生産・供給体制の確立

- ・「みやぎ食の安全安心基本計画」に基づく取組の推進
- ・ 高度な衛生管理を備えた魚市場や加工場などの基盤整備の推進
- ・トレーサビリティ導入などによる生産者の顔が見える供給体制の確立
- ・ 生産から加工・流通まで一貫した鮮度・品質向上取組の促進
- · カキのノロウイルスや貝毒など,生産段階における安全性の確保と監視体制などの 強化











- ・食品の安全・安心に関する調査研究の充実と成果の活用
- ・ 国, 県, 市町, 水産業者等, 消費者などの関係者が一体となった危機管理体制の構築





ハ多様化・複雑化する消費者の需要に対応した供給体制の整備

- ・卸売市場と小売店との連携強化及び地域密着型の流通システムの整備促進
- ・インターネットや宅配など等多様な流通チャンネルの整備
- ・衛生機能の充実やマーケティング能力の向上などによる卸売市場の機能強化
- ·生産物の安定供給,安全·安心の確保,地産地消の取組推進による食料自給率の向上





3 情勢の変化に対応できる強い体質の人材と経営体の育成 <未来の「水産みやぎ」を担う中核的な人材育成を進めます> (条例第8条第1項第3号)

<現在の課題>

年々厳しさを増す漁業経営改善のため,社会経済情勢の大きな変化に適応し,漁家 経営の安定化を一層進めることが必要

漁協などの経営と機能強化に向けた取組が必要



課題解決に向けた主な取組



漁業経営の変化に対応し,安定した経営を行える人材育成と,経営の スリム化や収益性の確保に向けた構造改革への取組



漁協などの健全経営と更なる機能強化に向けて各種支援・指導を強化

イ 効率的で安定的な経営体の育成・強化

産地間や企業間における競争の激化,魚価及び製品価格の低迷など厳しい経営環境が続いていることから,水産業における経営力の強化に向けた施策を展開します。

ロ 人材の育成と確保

漁業就業者の減少及び高齢化の進行により漁業地域の活力が低下していることから,将来にわたり水産業を担う人材の育成と確保に向けた施策を展開します。

ハ 水産業に関する団体の育成強化

社会経済情勢が急速に変化する中,情勢の変化に対応し,組合員の負託に応えるため,漁業地域の中核となる漁業協同組合及び水産加工業協同組合などの機能の強化に向けた施策を展開します。

二 労働環境の整備

後継者,女性及び高齢者が就業しやすく,活力ある漁業生産活動が展開できる労働 環境の整備のため必要な施策を展開します。 水産物を持続的に安定して供給していくためには、現在の厳しい状況に対応できる優れた人材の確保、 育成が必要であり、そのためには、収益を重視した高い競争力を持った経営体への転換とともに、これら 経営体の活動基盤となる漁業協同組合など団体の基盤強化による組合機能の強化を図る必要があります。

イ 効率的で安定的な経営体の育成・強化

- ・中核的漁業者の育成及び協業化・法人化への取組支援
- ・ 専門家の派遣などによる漁家経営における経営管理能力の向上
- ・ 漁業共済制度や漁業経営安定対策(積立ぶらす)の活用推進
- ・ 各種制度資金の効率的な活用と普及
- ・国際的な取引の相談・指導体制の強化
- ・漁船漁業の構造改革による経営体質の強化







ロ 人材の管成と確保

- ・ 漁業士,青年部及び女性部を中心とした人材育成の強化
- ・ 水産業の次代を担う人材などへの教育的取組の推進
- ・ 新規就業者、「ターン及びUターン者などの円滑な参入の促進
- ・遠洋・沖合漁業従事者の幹部船員・乗組員の養成
- ・ 新たな発想, 視野の広い人材の育成のための他産業との交流促進
- ・ 起業活動や漁村文化の伝承活動など,女性及び高齢者による地域活動への支援

ハ 水産業に関する団体の育成強化

- ・ 漁協等の指導事業を中心とした取組,連携促進による経営基盤強化
- ・漁協経営の健全性の確保
- ・信用事業の基盤と機能の強化
- ・ 漁協などの研究会,青年部・女性部など担い手組織の育成強化
- ・ 青年部・女性部の視点を活かした漁協運営の推進

二 労働環境の整備

・快適な労働環境の確保と労働条件の緩和及び安全性への取組推進

・ 省力化・近代化施設の整備及び効率的で安全な漁港づくりの推進









4 「みやぎブランド」の発信による「水産みやぎ」の活力強化 <「水産みやぎ」の力を発揮し、水産地域の活性化を図ります> (条例第8条第1項第4号)

<現在の課題>

原材料の価格高騰や入手難,消費低迷などにより厳しい経営環境下にある水産加工 業振興を図ることが急務

沿岸地域の基幹産業である水産業を中心とした地域活性化が必要



課題解決に向けた主な取組







新製品の開発支援や販路拡大などの推進による水産加工業の振興水産加工原料の安定確保のため,前浜資源活用への取組を推進生産から水揚げ,加工・流通,販売まで,地域一体となった取組の支援による沿岸地域の活性化を推進

イ 付加価値の高い製品開発及び販売の促進

流通のグローバル化が進展し,価格競争や販売競争が激化する中,製品の高付加価値化や新たな販売方法の確立,水産物の輸出・販売戦略の取組を展開します。

- ロ 研究開発と成果の普及の促進
 - 水産業の振興と将来にわたっての発展に不可欠な研究開発とその生産現場への普及を促進するための施策を展開します。
- ハ 産業間・産学官の連携による新たな事業の創出の促進
 - 農・林・畜産業など多様な一次産業、優れた技術に裏打ちされた水産加工業及び大学など研究機関が多く立地している本県の産業基盤を十分に活かした新たな事業を創出するための施策を展開します。
- 二 生産から消費までの一体的振興による県内水産地域の活力強化 水揚げから加工・流通までを一連の流れとして捉え,衛生対策の高度化や施設整備 などを総合的に推進し,水産業を基幹とする沿岸地域の振興により水産地域の活性化 を図ります。

本県は全国第2位の生産量を誇る自他ともに認める「水産県」です。本県の豊かな水産資源を持続的に活用していくためには、水産資源、環境、利用加工など水産分野の研究開発を効果的に推進するとともに、その成果を指導普及組織により効率的に技術移転、普及を行っていくことが重要です。また、みやぎの水産業を支えている水産地域の経済の中心は「魚市場」と「水産加工業」ですが、近年の水産業を巡る厳しい状況から活力が低下した状況にあります。このことから、水産地域の活力を取り戻すためには、水産加工業や流通・消費までを一体的に捉え、生産から販売までの支援を総合的に進める取組が必要です。

イ 付加価値の高い製品開発及び販売の促進

- · 多種多様な水産物が水揚げされる大型産地の優位性を生かした高付加価値化・ブランド化の推進
- · 高齢化など社会環境の変化を見据えた加工技術及び未利用資源の活用による新商品の開発
- ・ 本県水産物の競争力強化のため,旬のうまさや栄養特性などのセールスポイントを 明確にした販売戦略推進
- ・ 地域におけるブランド産品創出のための取組推進
- ・ 水産加工品の販路開拓のための販売側との情報交換
- ・ 県民及び地域との連携を意識した地産地消の推進
- ・ 見本市や商談会の開催などによる水産物の海外市場の開拓支援
- ・水産物の品質,適正価格に関する県民理解の促進







ロ 研究開発と成果の普及の促進

- ・水産業者等及び消費者ニーズに対応した研究開発の推進
- ・ 水産試験研究推進構想に基づく効率的・効果的な試験研究の推進と研究成果の評価 体制の充実
- ・普及と研究の連携強化による研究成果の普及と定着の促進
- ・ 国,関係都道府県,県内各研究機関,水産業者等との連携による研究開発の推進
- ・水産加工原料確保のための前浜資源活用技術の開発

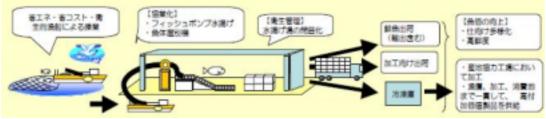
ハ 産業間・産学官の連携による新たな事業の創出の促進

- ・大学の持つシーズや高度な研究手法の導入による生産性の向上と研究者のレベルアップ
- ・水産業者等の投資による研究開発支援体制の推進
- ・ 農・林・畜産業などとの産業間連携の促進
- ・企業の製品開発力などの有効利用による新たな事業展開の促進



二 生産から消費までの一体的振興による県内水産地域の活力強化

・ 水産業を基幹とする沿岸地域の振興のため、生産から水揚げ、市場、加工・流通、販売までの衛生対策や施設整備など、地域一体となった取組を支援



5 県民とともに次世代へつなぐ豊穣な海づくり

< 豊穣な「みやぎの海」と漁村文化をみんなで守り伝えます > (条例第8条第1項第5号)

<現在の課題>

「魚離れ」による水産物の消費低迷を回復させるとともに,失われつつある地域の 魚食文化などを次世代へつなぐ取組が必要

海洋環境保全のため,県民の意識啓発を推進するとともに,県民と一体となった取組が必要

高い確率で発生が予想される宮城県沖地震などの大規模災害に備えるための一層の 防災対策の推進が必要



課題解決に向けた主な取組



水産物消費拡大のため,魚食普及につながる食育や地産地消の推進,水 産業や水産物に対する正しい知識と理解の醸成



県民共有の財産である「みやぎの海」を後世に引き継ぐため,県民参加型の海洋環境保全対策を推進



漁港における防災施設整備の着実な推進など大規模災害対策の充実

- イ 生産から消費までの情報の提供・共有と地産地消・食育の推進 水産物の生産・供給の特性に関して,消費者及び流通業者などの理解を深めるため の施策を展開します。
- ロ 漁村地域の景観及び環境の保全漁村地域が持つ自然環境や景観を守るための施策を展開します。
- ハ 快適で住みよい地域と環境の整備

漁業地域が有する固有の風土や文化を次世代に継ぎつつ、快適で住みよい環境の整備を進め、誇りと意欲を持って水産業に従事できる地域づくりを目指します。

- 二 県民と漁業者との交流促進 県民に水産業のサポーターとしての役割を担ってもらうための施策を展開します。
- ホ 県民一体となった海洋環境の保全

海洋環境の維持保全に向け、県民一体となった取組を推進します。

本県の沿岸漁業・養殖業をはじめとした水産業の持続的発展は、地域環境、さらには地球環境を保全します。水産業の発展のためには、人々が生活する漁業地域の生活基盤の整備を進め、快適な生活環境を確保するとともに漁業地域の持つ魅力を地域が発信し、県民理解と相互連携による水産振興を進めることが重要です。

イ 生産から消費までの情報の提供・共有と地産地消・食育の推進

- ・ 積極的な情報提供による流通業者及び消費者の水産物への理解促進
- ・水産業や水産物の特性を理解する本県の消費者の育成
- ・ 魚食文化の継承,水産物消費の拡大に向けた学習・体験機会の提供
- ・ 水産物を活用した漁業地域の優れた食文化を次世代へ継承する取組の推進





ロ 漁村地域の景観及び環境の保全

- ・親水機能に配慮した漁港・海岸づくりの促進
- 自然環境や景観に配慮した漁業地域の生活基盤づくりの促進
- ・ 森づくりなどによる海洋や河川・湖沼の環境保全の取組促進
- ・漁業系廃棄物の適正な処理とその普及

ハ 快適で住みよい地域と環境の整備

- ・漁港及び海岸の防災施設整備の推進
- 下水道施設など生活基盤の整備,海岸を活用した公園などのインフラ整備の 排准
- ・地域の風土と誇りに自信を持ち,次世代に引き継ぐ子供達を育むため,地域, 学校,行政が連携し,伝統・文化への理解と継承を推進



ニ 県民と漁業者との交流促進

- ・ 漁業地域における都市住民との交流促進による「水産業県民サポーター」づくり
- ・ 海や海洋生物とのふれあいの促進による水産業の魅力の発信
- ・ 漁業と海洋レクリエーションの共存のための漁業地域の受け入れ体制の整備促進





木 県民一体となった海洋環境の保全

- ・海洋・陸上からの排出物を有効活用した物質循環システムなどによる環境保全 の推進
- 生活排水やゴミの投棄などによる環境負荷を軽減するため, 県民理解の促進を 図るとともに, 県民参加型の環境保全運動を推進

6 国への働きかけ

<国際経済などに対応した水産業の振興に国と連携して取り組みます>

<現在の課題>

原油価格高騰に伴う漁業燃油及び漁業関係資材価格の高騰 水産物の買い負けによる水産加工原料の不足と原料価格の高騰 世界的な漁業資源水準の低下と資源管理規制の強化



課題解決に向けた主な取組



国際的,広域的取組が必要な施策について,事業推進や対策強化など を国に働きかける

イ 国際的に対応が必要な取組について

まぐろ漁業など沖合・遠洋漁業の経営安定と維持存続,IUU漁船の撤廃など国際的な資源管理体制の構築及び沿岸捕鯨の再開に向けた取組の推進など,国際的に対応が必要な取組について積極的な働きかけを行います。

- ロ 水産物の安全・安心に関する全国的な取組が必要な事項について 水産物に関する適正表示及びその監視体制の強化,リスクの公表など,食の安全・ 安心の確保に必要な全国的な取組について,積極的な働きかけを行います。
- 八 広域的な資源管理が必要な取組について イワシ,サバなどの回遊性魚類に関する広域的な資源管理の取組などについて, 積極的な働きかけを行います。
- 二 水産加工原魚の安定的な確保について 水産加工業の安定的な発展のため,国産原料及び輸入原料の安定的な確保及び適 正な原料価格対策の推進について,積極的な働きかけを行います。
- ホ 燃油価格高騰に関する対策について

漁家経営の安定と漁業活動の維持による国民への水産物の安定的な供給のため, 燃油価格高騰対策の充実を図るよう積極的な働きかけを行います。 国際的、広域的な取組が必要な施策については、県単独で実施することが難しいため、国のイニシアティブの下、関係都道府県などが協力して取り組む体制が必要であり、このような施策については、必要に応じて国へ働きかけていくことが重要です。

イ 国際的に対応が必要な取組について

- ・まぐる漁業など沖合・遠洋漁業の経営安定と維持存続に関する取組
- ・IUU漁船の撤廃など国際的な資源管理体制の構築に関する取組
- ・沿岸捕鯨再開に向けた取組
- ・ 遠洋漁業の乗組員確保対策 など



遠洋漁業の維持・存続対策

口 水産物の安全・安心に関する全国的な取組が必要な事項について

・ 水産物に関する適正表示及びその監視体制,リスク公表など,食の安全·安心 の確保に必要な取組 など



広域的調査の推進

ハ広域的な資源管理が必要な取組について

・ イワシ, サバなどの回遊性魚類に関する広域的な資源管理の取組 など

二 水産加工原魚の安定的な確保について

・ 国産原料及び輸入原料の安定的な確保及び適正な原料価格対策の推進 に関する取組 など

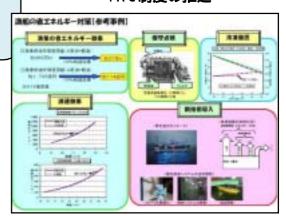


TAC制度の推進

ホ 燃油価格高騰に関する対策について

・ 燃油価格高騰対策の充実を図る取組 など

* その他水産業を巡る情勢に応じて,必要な事項について国への働きかけを行っていきます。



燃油高騰・省エネ推進への支援等

5 「水産業の振興に関する基本的な計画」の変更 による今後の重点プロジェクト

計画の変更に際し,条例に基づく6つの主要な方策を進める中でも,今後特に重点的に取り組む必要がある項目を取り上げ,これらを新たに「重点プロジェクト」と位置づけし,積極的に取組を進めることとしました。

今後, 重点プロジェクトの推進については, 既存の振興プランや新たに策定する養殖業及び水産加工業の振興プランに基づき, 具体的な取組を進めることとしています。



Ⅰ 養殖振興プロジェクト

◎推進のためのプラン 「養殖振興プラン」(新)



Ⅵ 環境保全プロジェクト

◎推進のためのプラン 「持続的養殖生産確保法に基づく 漁場利用計画」

V 食育推進プロジェクト

◎推進のためのプラン 「宮城県食育推進プラン」

Ⅱ 資源管理プロジェクト

◎推進のためのブラン 「資源回復計画」、「新さけます増殖振興 プラン」、「第5次栽培漁業基本計画」

Ⅲ 水産地域活性化プロジェクト

◎推進のためのプラン 「水産加工業振興プラン」(新)



₩ 担い手確保・育成プロジェクト

◎推進のためのプラン 「宮城県水産業普及実施方針」



「水産業の振興に関する基本的な計画」の変更による今後の重点プロジェクト

養殖振興プロジェクト

必要性

- ・本県の養殖業は,ノリ,カキ,ギンザケなど多種多様な生産が行われ,全国有数の生産量・生産額を誇っており,今後,本県の水産業を支え発展させる重要な産業として位置づけられます。 取組方向
- ・「養殖振興プラン」の策定を進め,より高品質な生産物の生産体制の構築や,販売戦略に基づく 知名度の向上,ブランド化などの取組を進めます。
- ・また,消費者に高品質で安全なみやぎの養殖生産物を提供するとともに,旬の美味しさや優れた 栄養特性などについて,相互理解を深める取組を推進します。

資源管理プロジェクト

必要性

- ・沿岸漁業の生産性を高め,安定かつ持続的な生産体制を実現するためには,水産資源の維持,回復に向けた取組をこれまで以上に推進する必要があります。 取組方向
- ・漁業者自らによるマコガレイ,マアナゴなどの漁獲サイズの制限や親魚の保護区域設定などの取組をさらに推進するとともに,水産業者等,県民,行政が一体となった放流から遊漁までの総合的な資源管理型体制の構築を目指します。

水産地域活性化プロジェクト

必要性

- ・国際的な水産物需要の増大や消費・流通形態の多様化,燃油価格の高騰など,水産業を取り巻くめまぐるしい環境の変化に対応できる活力ある水産地域の形成が必要です。 取組方向
- ・県の将来ビジョンが目指す「富県宮城」,10兆円達成の一環として,「水産加工業振興プラン」 の策定を進めるとともに,水産地域における漁獲から水揚げ,加工・流通,販売にいたるまでの一 体的な前浜資源の有効活用などの取組を支援し,地域の活性化を図ります。
- ・本県の基幹漁業である遠洋・沖合漁業の維持・存続に向けて,漁船漁業構造改革等による生産の効率化や持続的生産体制の構築に向けて業界と連携した取組を推進します。

担い手確保・育成プロジェクト

必要性

・漁業就業者の減少,高齢化が進む中で,水産業の持続的発展を目指すためには,次代を担う人材 の確保・育成が必要です。

取組方向

・漁業経営が安定し収益性の高い地域には,おのずと後継者が集まることから,時代の変化に的確 に対応できる経営力のある人材の育成と,経営のスリム化や収益性の確保に向けた構造改革への 取組を推進します。

食育推進プロジェクト

必要性

- ・消費者の「魚離れ」が進む中,魚食普及による消費の拡大,水産物の栄養特性を活かした健康的な 食生活の推進,地産地消の取組が重要となっています。 取組方向
- ・地域の優れた食文化の継承や地産地消,水産業の理解促進に向け,次代を担う子供達を中心に水産業者等,県民が一体となった取組を推進します。

環境保全プロジェクト

必要性

- ・地球温暖化の進行や海域環境の変化により,沿岸域の生産性が低下していることから,県民一体となった環境保全への取組が必要不可欠となっています。 取組方向
- ・漁場環境の維持・保全により生産性を高め、県民とともに次世代へつなぐ豊穣な海づくりを進める

養殖振興プロジェクト

〈ブランド化の権道〉

みやぎの養殖生産物のブランド化 を図るための取組を推進します

ケなど、みやぎの養殖生産物の品質の高さや旬の 美味しさ、優れた栄養特性などを明確化した販売 カキ, ホタテガイ, ノリ, ワカメ, ホヤ, 戦略を展開します。 生産技術の高度化や安全・安心への取組を強化し みやぎの養殖生産物のさらなる品質向上による収 **益性の向上とブランド化を推進します。**

みやぎの養殖生産物の供給体制を推進するため 地産地消や食育の視点から生産物に対する県民 理解を促進します。



旬の水産物を県民へ

《漁場特性乙環境保全名 **参属した 生産体制**

「持続的養殖生産確保法」に基づく,漁場利用 合理的な漁場の利用と生産の高度化を図ります

奏殖業の持続的な生産と振興を図るため「養殖 計画の取組を漁協と連携し推進します。 振興プラン」の策定を進めます

魚場環境の適切な把握や養殖通報などの活用に よる生産の安定化を図ります。

養殖技術の水準を高め,高品質な養殖物の生産 を目指します。 新たな養殖種目や優良品種の開発を行い, 生産 現場への普及及び定着を図ります。

消費の拡大



消費者に安全・安心な養殖生産物を供給 (安全・安心な養殖生産物の供給)

本県産二枚貝の貝毒検査を実施し,食中毒の未然 するための取組を推進します

カキのノロウイルス検査の迅速化と浄化技術の研 防止を図ります。

究開発を進めます。

此

账

所たな疾病の未然防止や拡大・蔓延防止を図るた めに,定期的な監視を実施し,試験研究及び防疫

対策に積極的に取り組みま





高品質で安全・安心なみやぎの養殖生産物を

養殖振興に向けて

特性などについて消費者との相互理解を深め 消費者に提供し,旬の美味しさや優れた栄養

る取組を推進します。



安全・安心の確保

〈経営基盤の強化〉

経営感覚を持ち, 将来的にも自立した経営体の基盤強化 に向けた取組を推進します

カキ処理場などの共同利用施設の整備により養殖生 産環境の改善を図ります。

共同利用施設

力卡養殖

生食用ブランドの本県産カキのさらなる品質向上の ため浄化施設の整備を促進します。

将来的にも安定した養殖生産を継続できるよう組合 員の協業化などの経営安定化に向けた取組を推進し

> 生産の高度化 /リ養殖

34

地産地消の推進

資源管理プロジェクト Ħ

本県水産資源の持続的な利用に向け て現状を把握するとともに資源管理方 、持続的な資源の利用) 策の検討を進めます

調査研究を行い,水産資源・漁場環境の現 伏を把握し,海洋環境,水産資源の調査研 究結果に基づいた資源管理の実践を進めま

広域的な資源管理の実践に向け、国、関係 漁業者へ提供する漁海況情報の充実を図る **邹道府県 , 大学など研究機関との連携を強** とともに,その有効活用を推進します。 化します。



漁業調査指導船に

よる海洋環境・水産資源の調査・研究

とともに水産資源の持続的利用 を図るため , 種苗放流や資源管

理型漁業への取組を水産業者 等,県民,行政が一体となって

を把握し,環境保全に取り組む

本県沿岸・沖合域の海洋環境

水産資源の維持・回復を図り持続可能な漁業へ

《秩序ある海面の利用》

進めます。

未然防止及び操業秩序の維持に努 法令遵守の意識向上と違法操業の

漁業種間の操業トラブルの防止・安定操業 のため、漁業調整を強化し、操業ルールの 漁業者と遊漁者の話し合いによるルールブ 定着に向けた取組を推進します。 くりを推進します

漁業取締船「うみわし」

漁業取締体制を強化し, 違法操業の未然防 止及び操業秩序の維持を図ります。

(資源管理型漁業のさらなる推進)

漁業者による自主的な資源管理型漁業の取組 を推進し,着実な資源回復に努めます

漁場環境悪化

獲りすぎ

資源の減少

保護区域の設定など漁業者が自ら取り組む実 計画を着実に推進し,有用資源の回復を図り 践活動を指導・支援するとともに, 資源回復

漁業者が取り組む資源管理への流通業者や遊 魚者などの参画及び協力体制を構築します。



栽培漁業の技術の高度化と効率 〈栽培漁業の推進) 化を図ります。

「新サケマス増殖振興プラン」に基づ 栽培漁業の技術の高度化,効率化を図 るとともに,受益者の負担体制及び遊 漁者の協力体制の構築を図ります。

「第5次栽培漁業基本計画」に基づき きサケマス資源造成に努めます。 **栽培漁業を推進します。**



放流



資源維持回復への取組



■ 金属田崎 和田田田 中央19年以上4月 大市内 1-2年日日内

資源回復に有効な施策の検討 (マコガレイ保護区拡大)

操業秩序の遵守や制度遵守による資源回復の加速化

漁業取締船「うみたか」

35

水産地域活性化プロジェクト

省エネに対応した「海青丸 本県の基幹漁業である遠洋・沖合漁業をはじめとした漁船漁業 の生産体制強化のため,収益性重視の経営転換を図ります 漁船漁業の生産体制強化

(省エネ操業・高付加価値化など)

「漁船漁業構造改革プロジェクト」に おいて地域ごとのプロジェクトを推進

気仙沼地域プロジェクト 石巻地域プロジェクト 釜仙南地区



省エネ・省コスト・衛 生的漁船による操業

安定した漁船漁業経営

出荷額増大のため、技術支援などの支援を強化します 、水産加工業の生産力強化) (商品開発など技術支援

企業訪問,出前加工相談,地域検討会な どの活用により振興策を検討します(水 水産技術総合センター水産加工開発部に よる水産加工商品開発技術支援を強化・ **全加工業振興プロジェクト)。** 充実します。

宮城の将来ビジョン」の目標達成に向 け「水産加工業振興プラン」の策定を進 .みやぎ産業振興機構」や大学など専門 **火間との連携による支援を推進します。**

魚市場の水場げ対策強化、

水揚げ確保のため,魚市場機能などの強化を図ります

(漁港の衛生対策, 背後地整備など)

(衛生対策・効率化:機器整備 使用水の衛生高度化など) 漁港整備を進めます

水産地域の活性化

背後地整備を進めます。

施設の高度化:冷凍・冷蔵施設 **非水・廃棄物処理など**)

適別様などの整備

無 市場の 米糖 デアシロ

水産物の品質向上

冷凍庫

田

・荷捌場の衛生

・フィッシュポンプ水揚げ

・仕向け多様化 ·産地加工場 高鮮度

・漁獲、加工、出荷 まで一貫して高付加 価値製品を供給

水産地域の経済の中心は「魚市場」と「水産〜

水産地域の活力強化を目指して

加工業」であることから,漁業の生産段階か ら魚市場の水揚まで一貫した機能強化を図る。 とともに,その背後地に立地する水麓加工業 に対する生産から販売までの支援をトータル

、水産地域の活力強化を図ります。

サンスの大猫げ

商品販売力強化やマーケティング対策の取組を強化します 水産物の販売促進

(総合的な商品販売支援)

各種事業を活用し,商品販売を 支援します。

- ・フード見本市
- ・「ココみやぎ」の活用 ・セールスレップ事業
- ・海外商談会のコーディネー

ブランドづくり



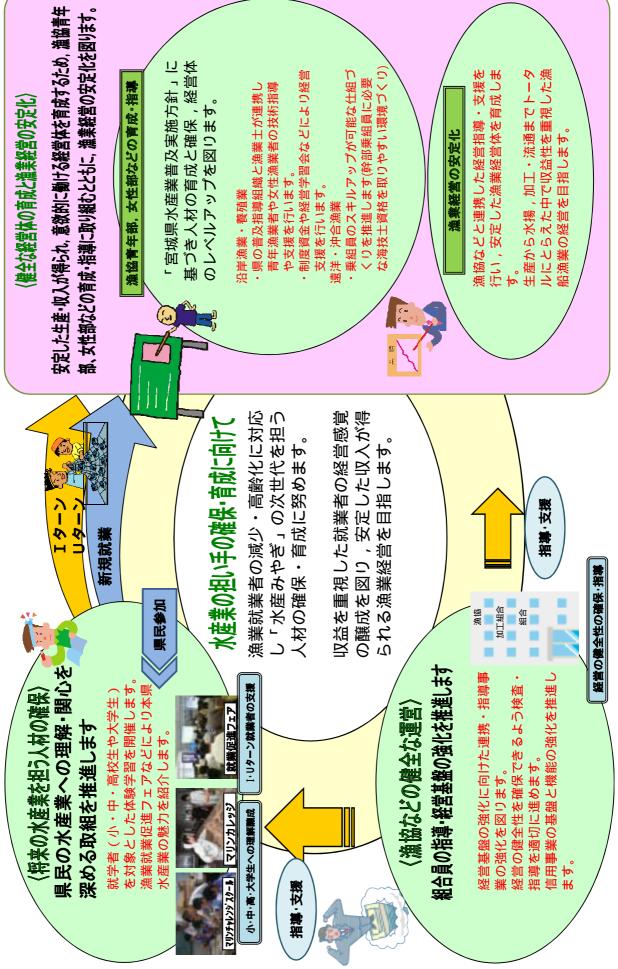






36

Ⅳ 担い手の確保・育成プロジェクト



食育推進プロジェクト

〈地域との連携〉

地域の関係団体と連携し、地元 の旬の食材や水産業に関する 学習機会の場を提供します

- 「宮城県食育推進プラン」により食育・地 産地消の取組を推進します。
 - ・食育推進ボランティアやみやぎ食育コ ーディネーターの活用など
- 「食材王国みやぎ推進パートナーシップ 会議」などにより食育・地産地消の推進

国条など



給食への提供

体験学習などの機会を通じて子供たち 地元水産物の学校給食での活用や の水産業への理解促進を図ります 〈事核との連載〉

職員の出前講座や漁業士などによる学習の 子供たちに水産業を理解してもらうため、 機会を拡大します。

毎 生態 産業などの学習

水産業関係者

学校教育と連携し, 水産業を直に体験して 地元水産物による学校給食用メニューの もらうための場の提供を推進します。

開発の取組を進めます。

食文化の総承



漁村と都市の交流を進め、魚食に対する相

互理解を深めます。

女性部などと連携した伝統的な食文化の継

承や魚食普及を推進します。

漁協女性部などと連携し学校や地域に旬の食材

此

业

や伝統料理を伝えます

伝統的な食文化の継承と次世代食文化の構築、

関連団体と連携を進め, 魚食・地産地消の

等及継承に取り組みます。

伝統食·料理講習

次世代につなぐ食育推進

地産地消や伝統ある優れた 推進に県民と一体となって 食文化を活かした食育の 積極的に取り組みます。



行 政 (コーディネート機能)

自然産業への理解促進

海での体験・実習

〈水産業の理解促進〉

学生や県民に対して海や資源 水産業への理解を深めます 小・中・高校生を対象として水産業を理解 漁況・海況情報を発信し流通・加工業者な 漁業士などと連携し,県民に対して水産業 どに対して水産業への理解を深めます。 するための学習会を開催します。 を体験する場を広く提供します



地産地消の推進

環境保全プロジェクト 5

《地域や学校との連携》

海域の環境保全の重要性を理解 してもらうため関係団体と連携し、 学習機会の場を提供します

出前講座などで県民への環境問題に対する 理解促進を図ります。

ため,県民や関係組織と連携した取組を推 森林から沿岸まで総合的な環境保全を図る

体験学習(魚の観察)

戦員の出前講座や漁業士などによる学習の 子供たちに水産業を理解してもらうため、 幾会を拡大します。



なった環境保全の取組を積極的に進めま 漁場を維持・保全するだけでなく、生産性 を高め将来的にも海を守っていくために、 宗宗 関係機関,



組織の連携や、県民と一体と

関係団体など

砂浜域における海域保全を,海浜清掃や 、砂浜製の除金 干潟の保全により推進します 県民や水産業者等と連携し、海浜清掃や廃棄物・排 る場を提供し,実体験による環境保全の大切さを伝 漁業士などと連携して,子供たちに水産業を体験す 出物の削減などによる干潟の保全に努めます。 えます。



海浜清掃への取組

干潟の保全

水座業者等

此

此

沿岸域の保全を推進するため,各種調査やしゅんせつなど 、治岸域の環境保金、

の取組を推進します

仙台湾の環境の現状把握と, 環境改善の取組を 惟進します。 魚場保全のため、漁業関係者が主体となった海 底清掃や海底耕うんの取組を推進します。

悪化した漁場環境の改善に向けて,海底の砂泥 などを取り除くしゅんせつなどに取り組みます 「持続的養殖生産確保法」に基づく漁場利用計 画の取組を漁協と連携し推進します。



漁場しゅんせつによる保全

境保全

環境調査

海底耕うんなどによる保全

艮 作

岩礁域の保全のため、薬場や海中林造成など

機焼け対策を推進するため漁場環境調査を実施 の磯焼け対策を推進します

豊穣な海へ

大学などの研究成果を活用し、効果的な磯焼け 藻場や海中林などの再生対策を推進します。 対策などの取組を推進します します。





機焼け漁場

39

みんなの海を守る

6 数值目標

計画における数値目標は,漁業生産量,漁業生産額,漁業経営体数など6項目について, 平成25年時点を目標とした数値を平成16年に設定し,施策展開を進めてきました。その結果,概ね目標数値は達成されているため,今回,目標値の変更は行わないこととしました。

ただし、平成25年の数値目標達成のためには、現状の水産業を取り巻く情勢の大きな変化(計画変更の趣旨・目的参照)の中で、既存の施策展開では難しい状況も発生してきていることから、現状に即して計画の変更を行い、本県水産業の一層の活性化に向けた施策展開を図ることで、現計画の数値目標を支えることとしています。

なお,平成18年時点での現況値については,44~46ページに記載していますが,特に,沿岸漁業及び海面養殖業については生産量(沿岸漁業10万9,000トン,海面養殖業13万5,000トン)が目標値(沿岸漁業8万5,000トン,海面養殖業13万トン)を上回っており,将来に向けて一層の発展が期待される重要な部門となっています。

数値目標の設定手法

数値目標は、参考値(平成13年)及び基準値を参考としながら設定しました。

なお,すう勢値は,現状の漁業生産活動や資源状況が継続した場合において,平成25年に想定される値として示しています。

(1) 漁業生産量について

イー遠洋漁業

国際的な資源管理,新漁場の開拓調査などの効果を見込んだ国の目標値設定の考え 方を参考としながら,本県における該当漁業種類の操業実態,漁労体数,漁労体当た りの漁獲量などの動向に基づき設定しました。

口沖合漁業

国における主要漁業種類ごとの漁獲量増大目標を考慮しながら,本県の該当漁業種類の操業実態,漁労体数,漁労体当たりの漁獲量などの動向に基づき設定しました。

八沿岸漁業

主要漁業種類ごとに概ね過去10年間の漁労体当たりの漁獲量に基づき,10年後

の目標値を設定しましたが,その際,資源管理による産卵親魚及び小型魚の保護対策, 栽培漁業の推進,漁場造成などの効果を漁業種類ごとに検討しました。

二 海面養殖業

主要養殖種類ごとに概ね過去10年間の漁労体当たりの生産量に基づき,10年後の目標値を設定しましたが,その際,需給動向に対応した生産体制,漁場の行使状況などを考慮しました。

【漁業生産量】 (単位:千トン)

				`	
$\nabla \Delta$	参考値	基準値	平成 2 5 年		
区分	(平成13年)	举 华他	すう勢値	目標値	
遠洋漁業	128	137	87	90	
沖合漁業	89	83	68	75	
沿岸漁業	84	79	70	85	
養 殖 業	138	131	119	130	
合 計	439	430	344	380	

(注) 基準値:平成9年から平成13年までの値のうち,最大値及び最小値を除いた3箇年の値の平均値

(2) 漁業生産額について

生産量のすう勢値及び目標値を基に概ね過去10年間の生産単価を参考としながら, 漁業種類,養殖種類ごとに資源管理による産卵親魚及び小型魚の保護対策,品質向上及 びブランド化への取組並びに需給動向を踏まえた生産管理などによる効果を考慮して設 定しました。

【漁業生産額】 (単位:億円)

	参考値	甘淮/店	平成 2 5 年		
区分	(平成13年)	基準値	すう勢値	目標値	
遠洋漁業	428	478	345	375	
沖合漁業	134	145	112	125	
沿岸漁業	138	151	135	185	
養 殖 業	285	266	240	280	
合 計	985	1,040	832	965	

(注) 基準値:平成9年から平成13年までの値のうち,最大値及び最小値を除いた3箇年の値の平均値

(3) 経営体について

漁業・養殖業の種類やトン数階層別に想定される漁労体数の状況などから,すう勢値 及び目標値を設定しました。

なお,養殖業の目標値については,経営体の法人化なども想定して設定しました。

【経営体】 (単位:経営体)

	参考値	平成 2 5 年		
区分	(平成13年)	すう勢値	目標値	
遠洋漁業	51	35	35	
沖合漁業	43	35	35	
沿岸漁業	1,758	1,500	1,500	
養 殖 業	2,911	2,500	2,450	
合 計	4,763	4,070	4,020	

(4) 1経営体あたりの生産額について

漁業区分ごとに,目標年の生産金額を目標年の経営体数で除して1経営体当たりの生産額を示しました。

【1経営体当たりの生産額】

(単位:百万円)

∇	基準値	平成25年		
区分	举 华他	すう勢値	目標値	
遠洋漁業	936	986	1,074	
沖合漁業	338	320	351	
沿岸漁業	8.6	9.0	12.3	
養 殖 業	9.1	9.6	11.5	

(注) 基準値:平成9年から平成13年までの値のうち,最大値及び最小値を除いた3箇年の値の平均値を平成13年の経営体数で除した値

(5) 就業者について

遠洋漁業,沖合漁業については,10年後に見込まれる漁労体や経営体の状況から, すう勢値及び目標値を設定しました。

なお、沿岸漁業、養殖業の目標値については、遠洋漁業や沖合漁業の就業者が離船後

に参入することも想定して設定しました。

【就業者】 (単位:人)

区分	参考値	平成25年		
	(平成13年)	すう勢値	目標値	
遠洋漁業	4,291	3,550	3,550	
沖合漁業	4,291	3,330		
沿岸漁業	8,349	7.450	7,300	
養殖業	6,349	7,150	7,300	
合 計	12,640	10,700	10,850	

(6) 水産加工業について

水産加工業の製造品出荷額は,漁業生産の状況,消費動向などにより,減少傾向にありますが,安全・安心で水産物の健康機能を活かした付加価値の高い差別化製品の開発,農・林・畜産業との連携や消費者ニーズに対応した新たな製品開発などを考慮し,平成11年及び平成12年当時の製造品出荷額水準を目標値としました。

【水産加工業】 (単位:億円)

区分	参考値 (平成13年)	目標値 (平成 2 5 年)
製造品出荷額	3,326	3,500

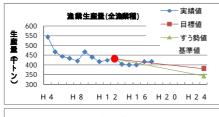
「水産業の振興に関する基本的な計画」 の目標値と現況値(平成18年)

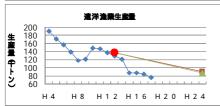
漁業生産量

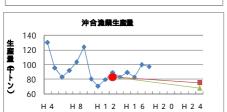
(単位:千トン)

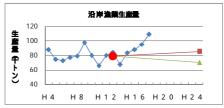
参考値	甘淮店	平成	25年	現況値	H18/H25
(H13)	基 年世	すう勢値	目標値	(H18)	(%)
128	137	87	90	75	83
89	83	68	75	97	129
84	79	70	85	109	128
138	131	119	130	135	104
439	430	344	380	416	109
	(H13) 128 89 84 138	(H13) 基準値 128 137 89 83 84 79 138 131	(H13) 基学地 すう勢値 128 137 87 89 83 68 84 79 70 138 131 119	(H13) 基準値 すう勢値 目標値 128 137 87 90 89 83 68 75 84 79 70 85 138 131 119 130	(H13) 季年地 すう勢値 目標値 (H18) 128 137 87 90 75 89 83 68 75 97 84 79 70 85 109 138 131 119 130 135

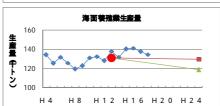
基準値:H9~H13の最大、最小値を除いた3カ年の平均値











【現状】

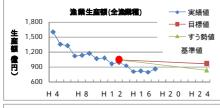
- ·遠洋漁業は,遠洋まぐろ延縄漁業,遠洋かつお一本釣り漁業など全体 的に目標値を大幅に下回っている。
- ·沖合漁業,沿岸漁業では,多獲性魚種(サバ,カタクチイワシなど)の 生産増を反映し,目標値を上回っている。
- ・海面養殖業は,安定的な生産が続いており,目標値を上回っている。

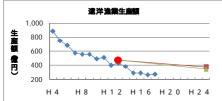
漁業生産額

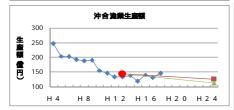
(単位:億円)

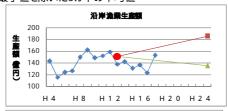
Γ /\	参考値	基準値	平成	25年	現況値	H18/H25
区分	(H13)	學学但	すう勢値	目標値	(H18)	(%)
遠洋漁業	428	478	345	375	271	72
沖合漁業	134	145	112	125	145	116
沿岸漁業	138	151	135	185	153	83
養殖業	285	266	240	280	282	101
合 計	985	1,040	832	965	851	88

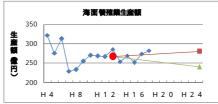
基準値: H9~H13の最大、最小値を除いた3カ年の平均値











【現状】

- ・遠洋漁業は生産量の減少に伴い生産額も目標値を大幅に下回って いる。
- ・沖合漁業,沿岸漁業は魚価が低価格で推移しているため,目標値より低い値から目標値前後で推移している。
- ·海面養殖業は,安定的な生産が続いており,目標値前後で推移して いる。

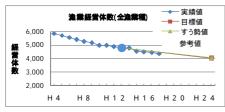
漁業経営体数

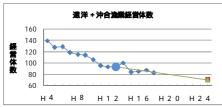
(単位:経営体)

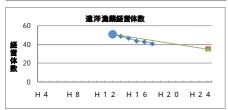
区分	参考値	基準値	平成	25年	現況値	H18/H25
	(H13)	基华 恒	すう勢値	目標値	(H18)	(%)
遠洋漁業	51	•	35	35	41	117
沖合漁業	43	•	35	35	42	120
沿岸漁業	1,758	•	1,500	1,500	1,656	110
養殖業	2,911	-	2,500	2,450	2,624	107
合 計	4,763	-	4,070	4,020	4,363	109

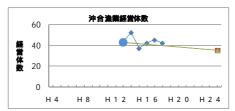
平成13年以前の遠洋・沖合の経営体区分はできない

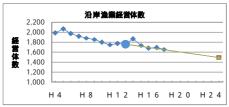
*現況値は速報値

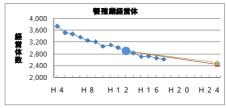












【現状】

・全ての漁業で経営体は減少傾向にあるが,目標値付近で推移している。

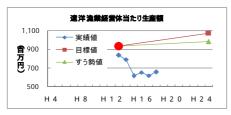
1経営体当たり生産額

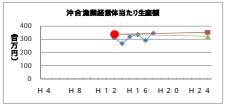
(単位:百万円)

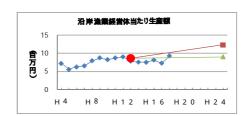
						,
区分	参考値	基準値	平成	25年	現況値	H18/H25
区分	(H13)	基 华恒	すう勢値	目標値	(H18)	(%)
遠洋漁業	-	936	986	1,074	661	62
沖合漁業	-	338	320	351	346	99
沿岸漁業	-	8.6	9.0	12.3	9.2	75
養殖業	-	9.1	9.6	11.5	10.7	93
合 計	-	-	-	-		-

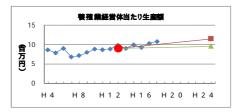
平成13年以前の遠洋·沖合の経営体区分はできない 基準値:H9~H13の最大、最小値を除いた3カ年の平均値

現況値は速報値









【現状】

- ・遠洋漁業は生産量等と同様に目標値を大幅に下回っている。
- ・沖合漁業,沿岸漁業,養殖業では,沿岸漁業で目標値をやや下回っているものの ほぼ目標値どおりに推移している。

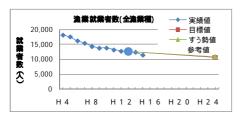
漁業就業者数

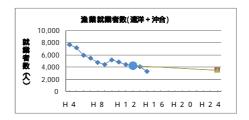
(単位:人)

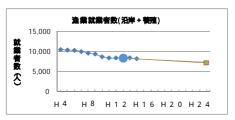
/////	~ 370 X		(1 1- 17 17			
区分	参考値	基準値	平成	25年	現況値	H15/H25
	(H13)	基件但	すう勢値	目標値	(H15)	(%)
遠洋漁業						•
沖合漁業	4,291	-	3,550	3,550	3,294	93
沿岸漁業						
養殖業	8,349	-	7,150	7,300	8,155	112
合 計	12,640	-	10,700	10,850	11,449	106

*現況値はH15漁業センサスの値

H15以降の数値は漁業センサス調べのため5年毎に公表される







【現状】

・データは少ないが,就業者の減少が続いていると予想される。

【関連データ】

漁協組合員数

H13:13,626人 H18:12,104人 約1,500人(11%)減少

太平洋北区漁業就業者数

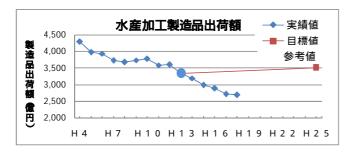
H14:30,650人 H18:26,540人 約4,000人(14%)減少

水産加工業(製造品出荷額)

(単位:億円)

区八	参考値	甘淮坊	平成	25年	現況値	H18/H25
区分	(H13)	基準値	すう勢値	目標値	(H18)	(%)
製造品出荷額	3,326	-	-	3,500	2,691	77

*現況値は速報値



【現状】

・消費の減少,原料価格の高騰,大手量販店主導による価格形成に伴う経営コストの増加などにより経営体数が減少し,目標値を大幅に下回っている。

【関連データ】

経営体数 571(H13) 478(H17) 93経営体(16%)減少

生産量 42.6万トン(H13) 40.6万トン(H18) 2万トン(5%)減少

私たちの水産みやぎ





(遠洋まぐろ漁船:気仙沼市)



(カキ養殖:石巻市)



(アユ漁業:仙台市)



(潮干狩り:亘理町)



(ワカメの刈取:南三陸町)

<参考資料>

宮城県産業振興審議会委員名簿

氏 :	名	所属等	摘要
ょっ やなぎ to 四ツ柳 「	^{たか お} 隆 夫	財団法人みやぎ産業振興機構理事長	会長
たか はし 高 橋 [し 四 郎	財団法人みやぎ産業振興機構総括プロジェクトマネージャー	副会長 商工業部会長
大志田 男	ற்ற ase 典 明	ブレイントラスト&カンパニー株式会社代表取締役	商工業部会
たちばな 橘	まき ō 眞紀子	有限会社岩沼屋ホテル専務取締役	商工業部会
なり 成 田 [ゅかり 由加里	成田由加里公認会計士事務所代表	商工業部会
ほっきりがわ <i>抗</i> 堀切川 -	hr 男	東北大学大学院工学研究科教授	商工業部会
= 輪	宏子	株式会社FMS綜合研究所代表取締役社長	商工業部会
やま しる 城	いわ ^お 最	株式会社東栄科学産業代表取締役	商工業部会
〈 čò ta 工 滕 F	がき びこ	東北大学大学院農学研究科教授	農業部会長
伊藤原	恵 子	農家レストランはなやか亭代表	農業部会
伊藤	^{かで ま} 雄	有限会社伊豆沼農産代表取締役	農業部会
で とう で 後 藤 芳	ひろ かず 浩 一	宮城製粉株式会社代表取締役	農業部会
二 流	^{こう}	農事組合法人荒浜農産専務理事	農業部会
沼 倉	ゆう こ	みやぎ生活協同組合副理事長	農業部会
たに ぐき だ 谷 日 え	かずや和也	東北大学大学院農学研究科教授	水産林業部会長
_{おか} た し	しゅう じ 元	岩手大学農学部教授	水産林業部会
きい とう だ	^{かず え} 和 枝	株式会社斉吉商店専務取締役	水産林業部会
すのうく	(に ま 邦 雄	石巻魚市場株式会社代表取締役社長	水産林業部会
早坂は	みどり	設計事務所「住空間工房」代表	水産林業部会
きん でん 傳	まさし 仁	指導林家(前宮城県林業研究会連絡協議会会長)	水産林業部会

(専門委員)

<u>あ</u> [50]	部	善	ひ ^さ 久	塩釜蒲鉾連合商工業協同組合理事長 水産林業部会	
木	村		apのる 稔	宮城県漁業協同組合経営管理委員会会長	水産林業部会
ls B	だ 田	きん 金	いち <u>ー</u>	有限会社かねき島田取締役	水産林業部会
<u> </u>	島	み	き	仙都魚類株式会社企画部長補・企画チームリーダー	水産林業部会

「水産業の振興に関する基本的な計画」の見直しに係る作業経過

年月日	経過	備考
平成20年 4月 1日	「水産業の振興に関する基本的な計画」見直し作業開始	成果目標の達成状況 点検 , 課題整理等
平成20年 4月21日	県議会産業経済委員会に「水産業の振興に関する基本的な計画」を見直すことを報告	県議会へ報告
平成20年 5月 7日	「水産業の振興に関する基本的な計画」見直し検討ワーキン ググループ設置	県職員による現状と 課題の分析,及び施 策等の検討
平成20年 6月 2日	第19回宮城県産業振興審議会 開催	「水産業の振興に関する基本的な計画」 の見直しについて諮
平成20年 7月28日	第 6 回宮城県産業振興審議会水産林業部会 開催	基本的事項に関する 意見交換
平成20年 9月 5日	「水産業の振興に関する基本的な計画」検討プロジェクト チーム会議 開催	県職員による新たな 施策の検討及び精査
平成20年 9月10日	「水産業の振興に関する基本的な計画」検討チーム会議 開 催	県職員による新たな 施策の検討及び精査
平成20年 9月18日	第7回宮城県産業振興審議会水産林業部会 開催	見直しに係る骨子案の審議
平成20年10月 7日	「水産業の振興に関する基本的な計画」検討チーム会議 開 催	県職員による新たな 施策の検討及び精査
平成20年10月22日	第20回宮城県産業振興審議会 開催	見直しに係る中間案の審議
平成20年10月22日	中間案に対するパブリックコメント(県民意見)の募集 (平成20年11月17日まで)	2 名から水産加工、 漁業等に対する意見 提出
平成20年11月 7日	水産関係各課及び各公所との意見交換	15課・公所出席
平成20年11月11日	水産関係業界への説明と意見聴取	12団体出席
平成20年11月19日	県議会産業経済委員会に「水産業の振興に関する基本的な計 画」中間案を報告	県議会へ報告
平成20年11月21日	第8回宮城県産業振興審議会水産林業部会 開催	最終案の検討
平成20年12月16日	第21回宮城県産業振興審議会 開催	最終案の審議
平成21年 1月30日	宮城県産業振興審議会 答申	審議会長、審議会農 林水産部会長から知 事へ答申
平成 2 1 年 2 月	県議会(2月議会)に議案として提出	
平成 2 1 年 3 月	県議会で可決	

「水産業の振興に関する基本的な計画」

施策の展開(現計画)

量から質へ、健全な資源と環境づくり

- 水産物の持続的かつ安定的な利用に向けて - (条8-1-2)

水産資源の適切な保全と管理

水産動植物の養殖及び増殖の推進

水産動植物の生育環境の保全と改善

秩序ある海面の利用

消費者の視点に立った安全・安心な生産,供給体制の確立

- 安全で良質な水産物の安定供給に向けて -

安全で安心できる食品の生産・供給体制の確立

食の安全・安心に関する体制整備と関係機関の連携強化

多様化・複雑化する消費者の需要に対応した供給体制の整備

高い意欲と能力のある人材育成と経営体のレベルアップ

- 健全かつ活力ある水産業の構築に向けて -

(条8-1-3)

効率的で安定的な経営体の育成

人材の育成と確保

水産業に関する団体の育成強化

労働環境の整備

地域に根ざした水産業の競争力の強化とみやぎブランドづくり

- 競争力のある水産業の構築に向けて -(条8-1-4)

付加価値の高い製品開発及び販売の促進

研究開発と成果の普及の促進

産業間・産学官の連携による新たな事業の創出の促進

水産業に関する県民理解の促進と地域環境の整備

- 水産業及び漁業地域の多面的機能の発揮に向けて - (条8-1-5)

生産から消費までの情報の提供・共有と食育の推進

漁村地域の景観及び環境の保全

快適で住みよい地域環境の整備

都市や農山村との交流促進

国への働きかけ

沖合・遠洋漁業の経営安定と水産物の流通における安全・安心の確保,そして広 域資源管理へ向けた地域要望の発信 -(条8-2)

国際的に対応が必要な取組について

水産物の安全・安心に関する全国的な取組が必要な事項について

広域的な資源管理が必要な取組について

水産加工原魚の安定的な確保について

現施策への新規追加及び強化事項

1 量から質へ,持続的な資源利用と環境との調和

資源の回復と資源管理体制の推進

防疫及び外来生物対策の推進

2 消費者の視点に立った安全・安心な生産、供給体制の確立

生産から加工・流通を通じての品質,衛生管理対策の強化

3 情勢の変化に対応できる強い体質の人材と経営体の育成

漁船漁業の構造改革と安定経営

漁業経営安定化のための各種制度の有効活用

水産業に関する団体の育成強化と自立促進

4 みやぎブランドの発信による水産都市の活力強化

生産から消費までの一体的振興による水産都市の活力強化

水産物の品質・適正価格に関する県民理解の促進

水産加工業の競争力強化と生産額増大

前浜資源活用のための体制整備や技術開発による加工原魚の確保

県産水産物の活用拡大と輸出促進体制の整備

研究開発と成果の普及、漁家経営指導の強化

5 県民とともに次世代へつなぐ里海づくり

地球温暖化に対応した水産業の多面的機能の活用

資源循環による地域の活性化と漁場の再生

県民一体となった海洋・漁場環境の保全

宮城県沖地震に対応した施設整備の推進

地産地消と食育を担う魚食普及の促進

6 国への働きかけ

燃油対策の充実

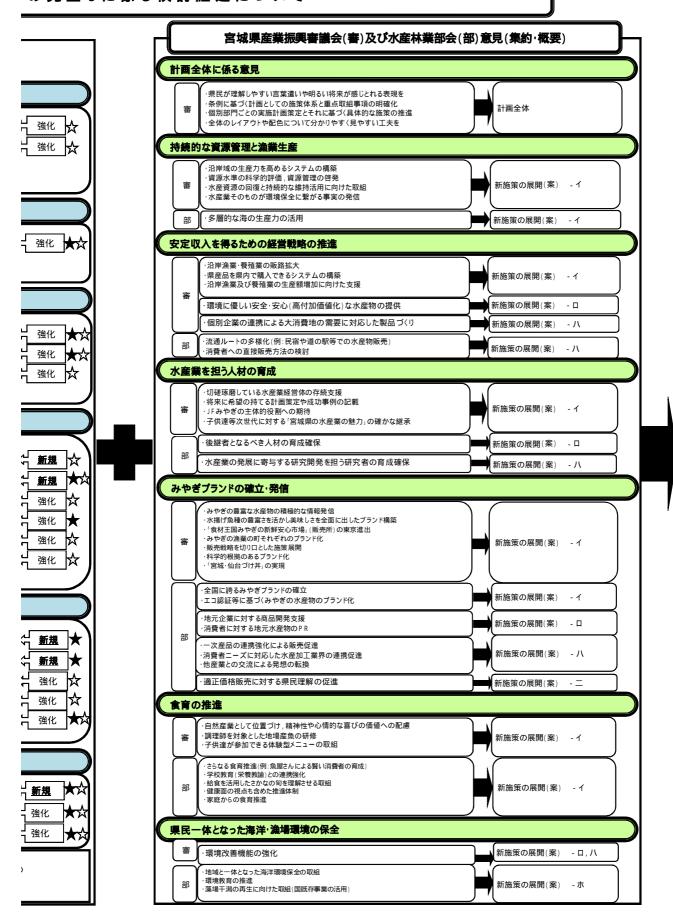
遠洋漁業の存続・支援

加工原魚の確保対策

新たに織じるべき施管イメージ

社会・経済情勢の変化への対応,他の計画との整合を図るために見直すものこれまでの県の取組の評価結果から見直すもの

の見直しに係る検討経過について



「水産業の振興に関する基本的な計画」の見直

施策区分と課題

養殖業

- ・品質向上対策(ノリ、カキ、ホタテガイ等)
- ・安全・安心対策(カキ、ホタテガイ等)
- ・計画生産対策(ホヤ等)
- ・経営体質の改善(ノリ等)
- ·販売促進·生産物価格向上対策
- ·漁場環境保全対策

沿岸漁業

- ・経営体質の改善(低コスト、量から質へ)
- ・品質向上対策(イサダ、マダラ、秋サケ等)
- ・自主的な資源管理の推進
- ·販売促進·漁獲物価格向上対策
- · 漁場環境保全· 漁場生産力向上対策
- ·後継者確保対策

遠洋·沖合漁業

- ・経営体質の改善(低コスト、量から質へ)
- ・国際的資源管理体制への対応
- ・乗組員の確保対策
- ·販売促進·漁獲物価格向上対策
- ・科学的根拠に基づく資源管理対策

後継者確保·育成

- ·幹部船員及び乗組員確保対策
- ・若手後継者の経営管理能力の向上
- ·IUターンによる新規参入者や漁船離職者 の沿岸での受け入れ体制整備
- ・外国人研修制度の活用

水産加工業振興

- ・すり身等原材料の確保
- ・販売促進、新製品の開発
- ·品質向上、衛生管理対策
- ・従事者の確保、技術の継承

水産都市活性化·食育

- ・生産~水揚~加工・流通~販売部門の強化
- ・産地魚市場への水揚げアップ
- 魚食普及による地産地消、食育の推進
- 海洋環境に対する県民理解の促進
- 安全な労働環境の整備

1 量から質へ,持続的な資源利用と環境との調和

- 水産物の持続的かつ安定的な利用に向けて (条8 1 2)
- イ 水産資源の回復・保全と資源管理体制の強化
- ロ 水産動植物の増養殖の推進と防疫対策の強化
- 八 水産動植物の生育環境の保全と改善
- 二 秩序ある海面の利用

2 消費者の視点に立った安全・安心な生産・供給体制の確立

- 安全で良質な水産物の安定供給に向けて (条8-1-
- イ 生産から加工・流通にいたる安全で安心できる食品の生産・供給体制の確立
- ロ 食の安全・安心に関する体制整備と関係機関の連携強化
- 八 多様化・複雑化する消費者の需要に対応した供給体制の整備

3 情勢の変化に対応できる強い体質の人材と経営体の育成

- 健全かつ活力ある水産業の構築に向けて・ (条8-1-3
- イ 効率的で安定的な経営体の育成・強化
- ロ 人材の育成と確保
- 八 水産業に関する団体の育成強化
- 二 労働環境の整備

4 みやぎブランドの発信による水産みやぎの活力強化

- 競争力のある水産業の構築に向けて (条8 1 4)
- イ 付加価値の高い製品開発及び販売の促進
- ロ 研究開発と成果の普及の促進
- 八 産業間・産学官の連携による新たな事業の創出の促進
- 二 生産から消費までの一体的振興による県内水産地域の活力強化

5 県民とともに次世代へつなぐ豊穣な海づくり

- -- 水産業及び漁業地域の多面的機能の発揮に向けて - (条8 - 1 - 5)
 - イ 生産から消費までの情報の共有と地産地消・食育の推進
 - ロ 漁村地域の景観及び環境の保全
- ハ 快適で住みよい地域と環境の整備
- 二 県民と漁業者との交流促進
- ホ 県民一体となった海洋環境の保全

6 国への働きかけ

- 沖合・遠洋漁業の経営安定と水産物の流通における安全·安心の確保,そして広域資源管理へ向! 要望の発信 - (条8 - 2)
- イ 国際的に対応が必要な取組について
- ロ 水産物の安全・安心に関する全国的な取組が必要な事項について
- 八 広域的な資源管理が必要な取組について
- 二 水産加工原魚の安定的な確保について
- ホ 燃油価格高騰に関する対策について

52

しによる新たな施策の展開(案)について

新 施策の展開(案)

(みやぎの海と水産資源を守り育てていきます。)

水産業の基本となる水産資源の回復と安定生産に向け、県では重要資源であるマコガレイ、マアナゴの資源回復計画を策定し、業界関係者は体長制限や網目規制等の取組を推進しているが、資源動向を見ると今後さらなる取組を推進する必要があることから、新たな魚種の計画を策定するとともに、漁業者自らが取り組む方策への積極的支援等、官民一体となった水産資源の維持・回復に向けた取組の更なる強化が必要である。

全国一の生産量を誇るホヤについて、現行計画では想定し得なかった新たな疾病が最近発生し、全国への種苗供給、生産物の供給に影響を与えかねないほど大きな問題となっていることから、養殖業等における安定生産と経営安定のため、疾病対策の充実等防疫対策や害敵生物の積極的な駆除体制を強化し、また、適正な養殖環境や生物の生育環境を維持するため、漁場環境保全対策の強化が必要である。

(みやぎの新鮮で安心な水産物を食卓に届けます。)

本県産水産物に対する消費者の信頼を確保するため、衛生管理体制の高度化を図るHACCP施設の導入や貯氷庫施設の整備等に対する支援、カキのノロウィルス検査やまひ性・下痢性貝毒検査を通した本県産水産物の安全性の確保に対する支援等、国・市町・水産業者・消費者と一体となって本県の水産物衛生管理体制の強化に努めてきたが、近年の食品を巡る問題を契機として食品の安全性の向上や適正表示等消費者の要求は更に高まっている。

水産物は特に生鮮での流通が多く、衛生面での的確な対応が求められているが、水揚げ、加工、流通等各段階毎の対策に止まっており、衛生管理意識の相違から一貫した対策をとるまでに至っていない。

鮮度,衛生の保持は水揚げから,加工・流通まで一貫した管理が必要であることから,水産物の安全安心に対する消費者の負託に応え,本県の良質な水産物を高い信頼のもとで安定的に供給するため,一貫した衛生管理対策の推進等,衛生対策の取組の一層の強化が必要である。

(未来の「水産みやぎ」を担う中核的な人材育成を進めます。)

漁業就業者は依然として,高齢化・減少傾向に歯止めがかからず,将来の水産業を担う人材の確保育成が急務である。 さらには,魚価の低迷や燃油の急騰等の社会条件の悪化も重なり,漁業経営はこれまで以上に厳しい状況にある。 安定した生産・収入を得るためには,収益を重視した高い競争力を持った経営体への転換が必要であるとともに,これら経営体の活動 基盤となる漁業協同組合等の団体の安定的な経営を図る必要がある。

(「水産みやぎ」の力を発揮し,水産地域の活性化を図ります。)

本県の水産加工業は全国有数の生産量を誇っているが、消費低迷や原料事情等により生産量が年々大きく減少している。 県が策定した宮城の将来ビジョン行動計画では、富県宮城実現のため食品製造業の振興を推進しているが、この食品製造業の半数 を占める水産加工業の振興を今後積極的に展開することが重要である。

また,沿岸地域の基幹産業である水産業は,資源減少,国際規制,後継者不足等の大きな問題を抱えており,これに付随して流通・加工,資材等周辺産業を含めた地域経済も衰退している状況にある。

地域経済発展のため、生産から水揚げ、市場、加工・流通、販売まで一体的に支援し、基幹産業の再生により沿岸地域の活性化を図る必要がある。

(豊穣な「みやぎの海」と漁村文化をみんなで守り伝えます。)

豊かな海の環境と資源を守るためには、水産関係者と県民が一体となり、藻場・干潟の保全等による環境保全に取り組むとともに、海から産出される豊かな水産資源を活用し、魚食文化の継承により健全な食生活を基本とした自給率の向上に取り組む必要がある。 また、異常気象による自然災害や地震等、大規模災害発生の確率が高まる中、持続的な水産業の維持発展と県民の生活の安全確保のためには、これまで以上に災害に備えた防災、減災体制を整備し、安全性を確保することが重要となっている。

(国際経済等に対応した水産業の振興に国と連携して取り組みます。)

国際的な資源管理の強化や漁獲量増大に伴う水産資源量の一層の悪化により、遠洋漁業経営は近年まれに見る危機的状況にあることから、本県水産業において大きなウエイトを占める遠洋漁業の存続のため、十分な対策が図られるよう国へ働きかけることが必要である。また、本県水産業の一翼を担う水産加工業に供する加工用原料が、世界的な水産物需要の増加を背景にした「買い負け現象」により安定確保が困難となってきていることから、一層の対策強化について国へ働きかけることが必要である。

さらに、水産業の経営収支において支出の中でも最も大きな比重を占める燃油の高騰が近年異常とも思われるほどに急騰し、経営に大きな影響を及ぼしていることから、漁業の維持存続と安定的な漁業経営についての一層の対策強化について国へ働きかけることが必要である。

強化

強化

強化

継続

強化

継続

継続

強化.

継続

強化

継続

強化

継続

強化

新規

強化

継続

強化.

強化新規

けた地域

継続

強化

強化

新規

「みやぎ海とさかなの県民条例」

宮城の海は、世界有数の三陸沖漁場の南方に広がり、金華山の沖合には季節ごとに行き交う黒潮、親潮が豊富な海の幸を運んでくる。古来から沿岸で暮らしてきた私たちの先人は、厳しい自然の中で幾多の困難を乗り越え、沿岸から遠洋まで豊穣の海を拓き、その恵みを授かってきた。

海洋生物資源を活用する漁業は,湖沼,河川の恵まれた水域を持つ内陸での営みとあわせ,貴 重な食料として多様な水産物を供給し,地域社会を支える水産業として発展してきた。

また,水産業は豊かな食と生活を実現しながら,固有の風土や文化も育んでおり,今や本県は, 全国屈指の水産県として国民への水産物の安定供給に大きく貢献している。

一方,自然との共生の中で守られてきた漁村や海浜,河川流域などの自然環境は,生産の場と してだけでなく訪れた人々を癒す貴重な空間として,大変重要な役割を果たしている。

しかし近年,水産業を取り巻く環境は厳しく,漁場環境の悪化,漁業生産量の減少,漁業就業者の減少,輸入水産物との競合などにより,その将来に不安が生じている。

地球人口の増加による食料危機も危惧され,食料としての水産物確保のために,国際的な協調のもと,持続的な生産体制の確立を図っていく必要がある。さらに,県民の健全な食生活を実現するため情報化社会に対応した生産,加工,流通,販売体制の整備も求められており,生産から消費に至る透明性の確保が必要となっている。

私たちは,水産業が果たすべき役割と豊かな自然環境を次代に引き継ぎ,健康で潤いのある県 民生活を築き上げなければならない。

ここに,県,県民,水産業者等が互いに連携しながら,それぞれの責務と役割において,本県 の水産業の振興に努めることを宣言し,その方策を明らかにするためにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、水産業の振興について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水産業の健全な発展及び県民生活の安定向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において,次の各号に掲げる用語の意義は,当該各号の定めるところによる。
 - 水産業 漁業,水産加工業及び水産流通業をいう。
 - 二 水産業者等 水産業者及び水産業に関する団体をいう。

(基本理念)

- 第三条 水産業の振興は,水域環境の保全や水産資源の持続的な利用を図りながら,本県が国内の水産物の供給の拠点として,将来にわたって安全かつ良質な水産物を安定的に供給できるよう推進されなければならない。
- 2 水産業の振興は,水産業が地域社会を支え,その活性化に貢献する活力のある産業として発展するよう,地域の特性を生かした収益性の高い健全な経営の確立並びに組織及び後継者の育成を旨として推進されなければならない。
- 3 水産業の振興は,漁業地域が自然と共生し,多面的な機能を十分発揮する地域として発展するよう推進されなければならない。

(県の責務)

- **第四条** 県は,前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき,水産業の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し,及び実施する責務を有する。
- 2 県は,水産業の振興に関する施策を推進するに当たっては,国と密接な連携を図るとともに, 関係市町村及び水産業者等の協力を求めなければならない。
- 3 県は、水産業に関する情報の提供等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう努めなければならない。

(水産業者等の責務と役割)

- **第五条** 水産業者等は,水産業及びこれに関する活動を行うに当たっては,基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めなければならない。
- 2 水産業者等は、その事業活動を行うに当たっては、県が実施する水産業の振興に関する施策 に積極的に協力するよう努めるものとする。
- 3 水産業者等は,他の産業,民間非営利活動団体等との連携を図り,地域の特性を活かし,広 く県民等の食と生活の向上に資するため,産業振興の推進に努めるものとする。

(県民等の役割)

- 第六条 県民は、県産の水産物に対する理解を深め、水産物に関する消費生活の向上及び水域環境の保全に関し積極的な役割を果たすよう努めるものとする。
- 2 水域において遊漁その他の余暇活動を行う者及びこれに関する事業に携わる者は,航行等の 秩序を守るとともに,漁業生産活動及び水域環境に影響を与えないよう努めるものとする。

(基本計画)

- 第七条 知事は,水産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため,水産業の振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画は,次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 水産業の振興に関する中長期的な目標
 - 二 水産業の振興に関する基本的な方針及び計画的に講ずべき施策
 - 三 前号に掲げるもののほか,水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため に必要な事項
- 3 知事は,基本計画を定めるに当たっては,あらかじめ,県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は,基本計画を定めるに当たっては,あらかじめ,産業振興審議会条例(平成十二年宮城県条例第百九号)第一条第一項に規定する宮城県産業振興審議会の意見を聴くとともに,議会の議決を経なければならない。
- 5 知事は,基本計画を定めたときは,遅滞なく,これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は,基本計画の変更について準用する。

(水産業の振興に係る主要な方策)

第八条 県は,基本理念の実現に向けて,次に掲げる方策を実施するものとする。

- 一 安全で良質な水産物を安定的に供給するため,生産及び加工流通施設の整備等により品質 の向上及び衛生管理の高度化を図るとともに,消費者への情報提供を促進すること。
- 二 将来にわたって,水産物を持統的かつ安定的に利用するため,水産資源の適切な保存及び管理,水産動植物の増殖及び養殖の推進,水産動植物の生育環境の保全及び改善並びに秩序ある漁場の利用を図ること。
- 三 健全かつ活力ある水産業を構築するため,技術の研究開発及び普及,効率的かつ安定的な経営体の育成・人材の育成及び確保・労働環境の整備,女性の参画,高齢者の活動の促進並びに水産業に関する団体の育成強化を図ること。
- 四 競争力ある水産業を構築するため,多様化する消費者の需要に即した水産物の供給体制の 整備,付加価値の高い製品の開発及び販売の促進並びに産業間連携による新たな事業の創出 の促進等を図ること。
- 五 水産業及び漁業地域が有する多面的な機能が発揮されるようにするため,景観及び漁業環境の保全に配慮した水産業の基盤整備及び快適で住みよい漁村環境の整備並びに都市と漁業地域の交流の促進を図ること。
- 2 県は、水産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国に対して必要な 施策の実施について働きかけるものとする。

(推進体制の整備)

第九条 県は、水産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な実施を、県、市町村、水産業者 等及び県民が一体となって推進する体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十条 県は、水産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(議会への報告等)

第十一条 知事は、毎年度、水産業の動向及び水産業の振興に関して講じた施策を議会に報告するとともに、県民に公表するものとする。

附 則

この条例は,平成十五年四月一日から施行する。

<用語解説>

	用語	解説
あ	IUU漁船 (あいゆーゆー)	UUは legal,Unreported and Unregulated (違法・無報告・無規制)の略称。国際的な資源管理の枠組みを逃れて操業する漁船。
	赤潮	プランクトンの異常増殖により海水が赤褐色に変色を呈する現象。発生原因は完全には解明されていないが,陸上から流入した栄養塩や刺激物質が要因の一つとされ,一時的な酸素消費量増大による酸素欠乏などにより,魚介類の斃死など漁業被害を伴うことがある。
ι۱	インフラ整備	「インフラ」とは,「インフラストラクチュア」 (infrastructure)の略語で,(生活)基礎,経済基礎となる, 交通網や上下水道,広くは港湾施設等を指す。 インフラ整備とは,道路建設,港の埠頭建設等公共設備の充 実,及び改善のことをいう。
か	海中林	岩礁域に形成されているコンブ目の褐藻などを優占種とする大型の海藻群落をいう。日本ではアラメやカジメ,ホンダワラ科褐藻が代表的な海中林形成海藻である。海中林はアワビやウニ,魚類の生育場として重要であり,また,水質浄化能力も持つことから,海の生態系において貴重な役割を果たしている。
	買い負け	日本の企業が外国で水揚げされた魚を買い付けようとしても, 外国勢より低い価格しか提示できず,輸入できない現象のこ と。日本で消費量の多いマグロ, サケ,タラなどの魚で買い負 けが起こっている。
き	漁業共済制度	漁業災害補償法に基づく制度で,損害を受けた漁業者に対し, 保険(共済)の仕組みによりその損失を補償し,漁業の再生産 を確保できるようにするもの。
	漁業経営安定対策	「効率的かつ安定的な漁業経営」を実現するために,積極的かつ計画的に経営改善に取り組む漁業者を対象として,漁業共済事業の経営安定機能に上乗せした形で,収入の変動による漁業経営への影響を緩和する制度。平成20年度からスタートした事業で,通称「積立ぷらす」と呼ばれる。
	漁業経営改善制度	効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るため,沿岸を含む全 漁業種類を対象に意欲ある漁業者等が創意工夫を生かして行う 経営改善の取組を支援する制度として,平成14年度に漁業経 営の改善及び再建整備に関する特別措置法の下に国が創設した 制度。
	漁業系廃棄物	漁業生産活動に伴って生じる廃棄物をいい,廃棄物のうち, FRP船,漁具,漁網及び漁獲物の残滓のことをいう。
	漁船漁業構造改革	水産庁が制定。省エネ・省人・省力化,高度な品質管理をする ことで,漁船漁業の収益の向上を目指す取組。
٦	国連海洋法条約	海洋法に関する国際連合条約。沿岸国は原則として,領海基線より200海里の範囲内の水域(領海を除く)において,排他的経済水域を設定することができる。その一方で生物資源の保存・管理措置をとる義務を有することなどを規定している。日本は平成8年に批准した。

No.	用語	解説
ż	サキグロタマツメタ	タマガイ科の貝食性巻き貝で主にアサリなどの潜砂性二枚貝を捕食する。大きさは最大で6cm程度。主に黄海に生息し,日本では有明海などごく一部に分布する。近年,中国や北朝鮮から移入したアサリ種苗にサキグロタマツメタが混入し,漁場に定着して各地でアサリの食害を引き起こしている。
L	持続的養殖生産確保法	漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための措置及び特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延の防止のための措置を講じることで持続的な養殖生産の確保を図り、養殖業の発展と水産物の供給の安定に資することを目的として平成11年に制定された法律。
す	スローフード	ファーストフードなど規格・標準化された生産物ではなく,多様で伝統的な地域の食文化を守り大切にするための食事やその運動をいう。
た	TAE (たえ)	漁獲努力管理制度(Total Allowable Effort) 悪化している水産資源を早急に回復させるために,漁獲努力量 (出漁隻数,日数,定置網の設置ケ統数など漁労行為の量)の総 量管理をする制度。
	TAC (たっく)	漁獲可能量(Total Allowable Catch) 平成9年に我が国が導入した新たな漁業管理手法で,予め特定 水産資源の漁獲量の上限を設定する管理制度。資源動向や社会 経済的要因を勘案して定めた漁獲が許される上限量をいう。
ち	地産地消	地域生産地域消費(ちいきせいさん・ちいきしょうひ)の略語で,地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。 農林水産省が実施した「地域内食生活向上対策事業」から生じた言葉。
٤	トレーサビリティ システム	食品の安心,安全のために,養殖生産物が生まれてから店頭に並ぶまで,どの様に飼育されたかなどの生産・流通履歴追跡できるようにするシステム。
	特定第3種漁港	特定第3種漁港とは,利用範囲が全国的な漁港のうち,特に水産業の振興のために重要な漁港として国の政令で定められた漁港をいう。全国で13漁港が指定されているが,宮城県にはこのうち塩釜,石巻,気仙沼の3港があるが,1つの県に特定第3種漁港が3港あるのは宮城県だけである。
Œ	日韓・日中漁業協定	韓国・中国船とのトラブルに対応する協定として,日韓漁業協定(1999年発効)と日中漁業協定(2000年発効)がある。協定に基づき,毎年,二国間で翌年の操業条件を協議。排他的経済水域(EEZ)内での外国漁船の操業を沿岸国が許可し,漁獲割当量などを決めるほか,両国が共同で入り合う暫定水域の資源管理などを話し合う。EEZ内での沿岸国の資源管理などを規定した国連海洋法条約を96年に日中韓が批准したのに伴い,それぞれ新協定を締結した。
	200海里体制	国連海洋法条約に基づいて設定される経済的な主権がおよぶ水域のことで,沿岸国は国連海洋法条約に基づいた国内法を制定することで自国の沿岸から200海里(約370km<1海里 = 1852m>)の範囲内の水産資源および鉱物資源などの非生物資源の探査と開発に関する権利を得られる。排他的経済水域(EEZ = exclusive economic zone)ともいう。
Ø	ノロウイルス	非細菌性急性胃腸炎を引き起こすウイルスの一種である。カキなどの貝類による食中毒の原因になるほか,感染したヒトの糞便や嘔吐物,あるいはそれらが乾燥したものから出る塵埃を介して経口感染する。 1968年,米国オハイオ州ノーウォークの小学校において集団発生した胃腸炎の患者から発見された。

No	用語	解記
υ	貧酸素水	海水交換の少ない閉鎖性の強い内湾で,夏季に成層が形成され,底泥等による酸素消費量が増大することにより,水中の溶存酸素量が極端に少ない状態にある水をいう。一般の海域における溶存酸素量は6mg/l以上とされているが,これ以下の貧酸素層の発達があれば,底生生物やそれを餌とする魚介類の死亡・逸散のため,その水域での漁獲や資源の減少が起こる場合がある。

みやぎのさかな10選プラス2



宮城のさかな10選

宮城のさかな10選は宮城の水産物を広くアピールし,水産宮城のイメージアップと水産物の需要拡大を図り本県水産業などの振興に資することを目的に平成4年4月13日に制定されました。